

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条例】

○ 岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例

議会事務局政務調査室

○ 岡山県家庭教育応援条例

〃

○ 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会事務局総務課

○ 岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

〃

（以上県例規集登載）

【解説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

目次

担当課（室）

令和4年3月22日 岡山県公報 号外

岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十八号

岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例

手話は、音声言語と異なる語彙及び文法体系を有し、物の名前、意思、概念等を手指、体の動きや表情等に置き換えて視覚的に表現される言語である。ろう者は音声言語の代わりに、手話で情報を得し、意思表示し、及び他者との意思疎通を行っている。

言語は人の意志、思想、感情等の情報を表現又は伝達し、受け入れ、理解するために必要不可欠なものであり、手話が必要としている人たちが手話を習得し使用できる環境を整備することは極めて重要である。しかしながら、我が国においては、ろう教育において読唇と発声訓練を中心とする口話法が中心になり、手話の使用が禁止され、ろう者の学ぶ権利や尊厳が深く傷つけられた歴史がある。

平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の形態の非音声言語を含むことが明記され、我が国でも、平成二十三年に障害者基本法が改正され、「全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」の基本原則の一つとして、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること」と定められたところである。また、平成二十八年に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律においても、社会の中にあるバリアを取り除くための合理的配慮に関する規定が設けられたところである。

本県では、平成十二年に岡山県福祉のまちづくり条例を制定し、障害者等が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにコミュニケーションの手段の確保を図るよう様々な取り組みを進めてきたが、全ての県民が聴覚障害の有無にかかわらず、相互に意思を伝え、理解し、尊重し合うことができる地域社会を実現するためには、県民一人ひとりが手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に対する理解を一層深めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、聴覚に障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし支え合う共生社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に立って、手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての県民が聴覚障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。
- 二 聴覚に障害のある人 聴覚の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 三 ろう者 聴覚に障害のある人のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- 四 盲ろう者 聴覚に障害のある人のうち、視覚の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 五 手話等 手話、要約筆記、手書き文字、触手話、指点字、筆談、補聴器具の使用その他の聴覚に障害のある人が他者との意思疎通を図るための手段をいう。

（基本理念）

第三条 手話言語の普及及び手話等の聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進（以下「手話等の利用促進」という。）は、聴覚に障害のある人が、聴覚に障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人として重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を尊重することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われること。

二 全ての聴覚に障害のある人に係る社会的障壁の除去は、その実施について必要かつ合理的に配慮され、可能な限り、その障害の特性に応じた意思疎通手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話等の利用促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、聴覚に障害のある人並びに手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員等聴覚に障害のある人の意思疎通を支援する活動を行う個人及び団体（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、手話等の利用促進に関する施策の推進に当たっては、市町村その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

（県民等の役割）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、手話等の利用促進に関する県の施策に協力するとともに、手話等に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 聴覚に障害のある人は、基本理念にのっとり、手話等の利用促進に関する県の施策に協力するとともに、県民の理解の促進及びその普及に努めるものとする。

令和4年3月22日 岡山県公報 号外

3 手話通訳者等は、基本理念にのっとり、手話等の利用促進に関する県の施策に協力するとともに、手話等の技術の向上及び支援並びにその普及に努めるものとする。
(事業者の役割)

第六条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、手話等の利用促進に関する県の施策に協力するよう努めるものとする。
(施策の策定及び推進)

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画において、手話等の利用促進に関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、聴覚に障害のある人及び手話通訳者等と連携して施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、岡山県障害者施策推進審議会条例（昭和四十六年岡山県条例第五十号）第一条に規定する岡山県障害者施策推進審議会の意見を聴くものとする。
(手話を学ぶ機会の確保等)

第八条 県は、市町村並びにろう者及び手話に関わる活動を行う個人及び団体と協力し、県民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

2 県は、その職員がこの条例の目的及び基本理念を理解し、手話を学習する取り組みを推進するよう努めるものとする。

3 県は、市町村その他の関係機関と連携し、手話等の利用促進に関して、県民が理解を深めることができるよう啓発に努めるものとする。
(手話等を用いた情報発信等)

第九条 県は、聴覚に障害のある人が県政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話等を用いた情報の発信に努めるものとする。

2 県は、手話通訳者等の派遣及び聴覚に障害のある人やその家族等からの相談に応じる拠点の支援を行うことにより、手話等による円滑な意思疎通のための環境を整備するよう努めるものとする。

3 県は、災害その他の非常の事態において、聴覚に障害のある人がその障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得し、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、市町村その他の関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(手話通訳者等の確保、養成等)

第十条 県は、市町村その他の関係機関と連携し、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話等の技術の向上を図るものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、聴覚に障害のある人が手話通訳者等の派遣による意思疎通の支援を適切に受けることができる体制を確保するよう努めるものとする。
(学校における手話等の利用促進)

第十一条 聴覚に障害のある幼児、児童又は生徒（以下「聴覚に障害のある児童生徒等」という。）が通園し、又は通学する学校の設置者は、聴覚に障害のある児童生徒等が手話等を用いて各教科等を学習することができるよう環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の手話等に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 聴覚に障害のある児童生徒等が通園し、又は通学する学校の設置者は、聴覚に障害のある児童生徒等及びその保護者等に対し、手話等に関する学習の機会の提供並びに手話等に関する教育に係る相談、支援等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、学校教育において、基本理念及び手話等に対する理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究）

第十二条 県は、聴覚に障害のある人及び手話通訳者等が手話等の発展に資するために行う調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

（財政上の措置）

第十三条 県は、手話等の利用促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

令和4年3月22日 岡山県公報 号外

岡山県家庭教育応援条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第二十九号

岡山県家庭教育応援条例

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもの健やかな育ちの基盤を作るために極めて重要である。子どもは、親や保護者との愛情や絆、家庭での触れ合い等を通じ、基本的な生活習慣や自立心、自制心、社会のルール等を身に付け、知・徳・体の調和のとれた人格を形成する。

近年、共働き世帯やひとり親世帯の増加といった家族形態の変容や、経済的な問題など社会環境が変化していく中で、暮らしにゆとりのない家庭が増えつつある。また、地域のつながりの希薄化等を背景として、保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうこともある。このような家庭を取り巻く環境の様々な変化に伴い、家庭や地域の教育力の低下が大きな問題となっている。

岡山県では、これまでも家庭教育を支援する取組を行っているが、複雑かつ多様化する社会環境に対応した支援を行うためには、今こそ、各関係者が連携を図り、各家庭の自主性を尊重しつつ、社会全体で家庭教育を支えていくことが必要である。

そこで、地域の宝であり、未来への希望である子どもたちのため、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう社会全体で応援する「家庭教育応援県岡山」の実現を目指し、ここに条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、家庭教育の支援について、基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育を支援するための施策（以下「家庭教育支援施策」という。）を総合的に推進し、保護者が学び、成長していくこと及び子どもが将来親になる選択をした場合のために学ぶことを促すとともに、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の健やかな発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。）が、その子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね十八歳未満の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において、「地域活動団体」とは、地域的な共同活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第三条 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的

認識の下に、県、市町村、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭における自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら、一体的に取り組むことを旨として行わなければならない。

2 家庭教育の支援は、一人一人の子どものかけがえない個性を尊重するとともに、多様な家庭環境に十分配慮して行わなければならない。

3 家庭教育の支援は、幼児期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、とりわけ幼児期に重点を置いて行わなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもに関わる各部署が家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するときは、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むこととし、保護者及び子どもの障害の有無、ひとり親家庭の存在、保護者の経済状況その他の家庭状況の多様性に十分配慮するものとする。

(市町村との連携等)

第五条 県は、市町村が家庭教育支援施策を策定し、又は実施するときは、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の健やかな発達を図るよう努めるものとする。

2 保護者は、家庭教育を充実させるため、学校等と連携するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第七条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、地域活動団体等と連携して、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心の育成及び心身の健やかな発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第八条 地域住民は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携して、家庭教育を行うために良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域の歴史、伝統、文化、行事等を伝えることを通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第九条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。
(保護者、学校等、地域住民等の連携した活動の促進等)

第十条 県は、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携し、及び協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るとともに、県民皆で支え合う環境づくりを推進するものとする。

(保護者の学びの支援)

第十一条 県は、保護者の学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて重視すべき家庭教育の内容、子育ての知識その他の保護者として必要なことを学ぶこと、互いに交流すること等をいう。次項において同じ。)を支援する学習方法の開発及び普及を図るものとする。

2 県は、保護者の学びの機会を提供するとともに、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者の取組に対し支援するものとする。

(親になる選択をした場合のための学びの支援)

第十二条 県は、親になる選択をした場合のための学び(子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になる選択をした場合のために学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援する学習方法の開発及び普及を図るものとする。

2 県は、親になる選択をした場合のための学びの機会を提供するとともに、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者の取組に対し支援するものとする。

(人材養成等)

第十三条 県は、家庭教育に関する支援を行う人材の養成、資質の向上及び相互の連携を推進するものとする。

(相談体制の整備等)

第十四条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第十五条 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育において保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深めるとともに、意識を高めるための広報及び啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、家庭教育支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第十七条 県は、毎年度、県の家庭教育支援施策の実施状況を公表するものとする。

令和4年3月22日 岡山県公報 号外

(家庭教育を応援する日)

第十八条 県は、家庭教育を充実させるため、岡山県家庭教育応援の日(十一月の第三日曜日)を定め、家庭教育についての県民の関心及び理解を深めるための啓発活動その他の事業を実施するよう努めるものとする。

附則

(施行日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後三年を超えない期間ごとに、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

令和4年3月22日 岡山県公報 号外

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十号

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「出席した日一日につき」を削る。

第四条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第三条関係）

招集に応じて旅行する場合における費用弁償額

鉄道	賃船	賃車	賃	宿泊料 (一夜につき)	公務諸費 (出席した日一日につき)
議会の議員があらかじめ議会の議長に届け出た経路及び方法で議会の議長が合理的と認めるものにより算出した額。ただし、自家用車により旅行した場合の車賃の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。				実費額。ただし、一三、三〇〇円を超える場合にあつては、一三、三〇〇円とする。	三、〇〇〇円

備考 経路及び方法に係る届出、認定等並びに宿泊料の支給に係る基準等については、議会の議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定及び別表第三の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

(令和四年六月以前に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和四年五月十五日までの間に議会の解散により議会の議員の任期が終了した場合に支給する期末手当の額は、岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「条例」という。）第六条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に百六十七・五分の十を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた

額とする。

3 令和四年六月に支給する期末手当の額は、改正後の第四条第二項及び条例第四条第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、調整額を減じた額とする。

令和4年3月22日 岡山県公報 号外

岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十一号

岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二條第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二條第九項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(解説)

◎ 岡山県手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例について

手話が言語であるとの認識に立って、手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての県民が聴覚障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできる共生社会を実現するものである。

◎ 岡山県家庭教育応援条例について

家庭教育の支援について、基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、保護者が学び、成長していくこと及び子どもが将来親になる選択をした場合のために学ぶことを促すとともに、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の健やかな発達に寄与するものである。

◎ 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

現下の社会情勢に鑑み、岡山県議会の議員の期末手当を減額する措置を講ずるとともに、県議会議員公舎の廃止に伴い、議員が招集に応じる際に宿泊した場合には、宿泊料を支給するものである。

◎ 岡山県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例について

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、規定の整備を行うものである。